

活用!
使える!
健康保険証として

来年3月から(※予定)

令和3年3月(予定)から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用方法は、医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ。とても簡単です。現在、マイナポータルで事前登録の申込受付が始まっています。
※医療機関・薬局によって利用開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局は、今後、厚生労働省・社会保障診療報酬支払基金のホームページで公表される予定です。

＜カードとスマホなどがあれば今すぐ登録可＞

【利用にあたっては事前登録が必要です(①～③を準備)】
①利用者本人のマイナンバーカード+あらかじめ市窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはパソコン+ICカードリーダー)
③「マイナポータルAP(アプリケーション)」をインストールする。



- 【手順1】インターネットで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへ接続する。
- 【手順2】「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。
- 【手順3】利用規約などを確認して、同意する。
- 【手順4】マイナンバーカードを読み取る。
- 【申込み完了】

◎制度・申込に関するお問い合わせ先
☎0120-95-0178



ぴったりサービス

子育てをはじめとする手続き・サービスの検索やオンライン申請ができる国のポータルサイトです(「ぴったりサービス」で検索)。名張市では、マイナンバーカードで、児童手当のオンライン申請が利用できます。



マイナンバーカードって、一体、何に使えるの?!

今、マイナンバーカードを作る市民の皆さんが急増中! 「こうした中、「そもそもマイナンバーカードって何?」「作ると、どんなメリットがあるの?」といったお問い合わせもたくさん寄せられています。そこで、「便利」「活用」「お得」をキーワードに、マイナンバーカードの活用方法をご紹介します。

☎総合窓口センター ☎63-7440

マイナンバーカードは、希望者からの申請によって交付されます。顔写真などが表示されるため、身分証明書として利用できるほか、コンビニでの証明書取得や、今後、健康保険証としても利用できるようになります。

総務省HP「マイナンバーカード」

便利!
身分証明書になる!
行政手続きや契約などの際の本人確認書類として使えます。

コンビニで各種証明書を取得!
全国のコンビニで住民票の写しや課税証明書などを取得できます。申請書は不要で、しかも、待ち時間がないので、仕事帰りや買い物のついでに、早く、手軽に取得いただけます。

＜取得できる証明書(手数料)＞

- ▶住民票の写し、記載事項証明書(300円)
- ▶印鑑登録証明書(300円) ※事前に印鑑登録と、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用するための申請が必要です。
- ▶名張市に本籍のある人の戸籍全部(個人)事項証明書(450円)
- ▶市県民税課税(非課税)証明書、所得(課税)証明書(直近3年度分)(各年度ごとに300円) ※被扶養者などで未申告の人は発行できません。

◎コンビニでの利用時間は午前6時30分～午後11時(メンテナンス実施日を除く)となります。
◎利用できるのは「利用者証明用電子証明書」が有効なマイナンバーカードをお持ちの人のみです。詳しくは総合窓口センターへ

お得!
マイナンバーカード取得 & キャッシュレス決済で 最大5,000円分のマイナポイントがもらえる(2万円利用の場合)

①マイナンバーカードを作る。②キャッシュレス決済サービスを選ぶ。③マイナポイントを申し込む。①～③の手続きをした後に申し込んだキャッシュレス決済で、来年3月までの間にチャージまたは買い物をすると、25%分がポイントで還元されます。(1人最大2万円分の利用で5,000円分の還元。国の予算が上限に達した場合は締め切る場合があります。)

◎市役所1階の特設窓口で職員がマイナポイントの手続きをお手伝いします。
◎制度に関するお問い合わせ先
☎0120-95-0178



申請手続きの所要時間は30分ほど。1回の来庁でOK!

「カードを作りたいけど、何をすれば…」そんな人は市役所1階「申請サポート窓口」をご利用ください。

申請の流れ(職員が申請や写真撮影をお手伝い。予約不要)

- ①下に記載の必要な持ち物を用意し市役所1階ロビーのサポート窓口へ
- ②職員が顔写真を撮影(無料)し、本人確認と暗証番号の設定などを行う。
- ③本人限定郵便で受取。(受取の際は、郵便局員に本人確認書類を提示)

＜開設時間＞(10月末まで)午前8時30分～午後4時30分、(11月から)午前9時30分～午後零時30分、午後1時30分～4時30分 ※土・日曜、祝日を除く開庁日のみ。混雑の状況によりお待ちいただく場合があります。
◎申請は必ず本人がお越しください(代理申請不可)。 ◎申請から受取まで1～2カ月程度かかります。
◎カードの申請とマイナポイントの手続きは同時に行うことができませんのでご注意ください。

＜申請時に必要な持ち物＞①通知カード ②個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カード下部分) ③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ) ④本人確認書類(顔写真付きのものであれば1点、それ以外は2点以上必要) ※①を紛失した場合や15歳未満の人の申請については事前に電話で総合窓口センター(☎63-7440)へ

通知カードは5月に廃止
通知カードは本年5月25日に廃止されましたが、住所などに変更がない場合はマイナンバーを証明する書類として使用できます。
なお、住所などに変更があった場合は、マイナンバーを証明する書類として、マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しを取得いただくこととなります。